

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月及び 59 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月
② 昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 9 月

私は、住み込みで働いていた店の店主に勧められて、元同僚と一緒に国民年金制度の開始当初から国民年金に加入し、以後、継続して国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③は、いずれも 1 か月と短期間である上、申立期間①については、市の電算記録から前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されたことが確認でき、前後の期間が遅滞なく納付されていることから未納とされているのは不自然である。また、申立期間③についても、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の妻の同期間に係る保険料は納付済みであることから、申立人が申立期間③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、自身の保険料の納付について、住み込みで勤務していた店の店主が同店に来ていた集金人に申立人の保険料を立替払いし、給与から差し引かれていたとするところ、申立人からの聴取結果によれば、申立人が同店からの独立を考えて自営業を始めたとする時期は 29 歳の頃としており申立期間②の始期とほぼ一致している。また、申立人の自営業開始に伴い、同店主により保険料が立替払いされることは無くなったと考えられるところ、申立人は同店主と共に市役所へ赴いた記憶があるとするものの、その目的等

は明確ではなく、申立人が引き続き自身により直接保険料の納付を行えるような手続が行われたことはうかがえない。

さらに、i) 戸籍附票から申立人が昭和 45 年 10 月に住民票の異動を行ったことが確認できること、ii) 申立人の妻は婚姻後、申立人がその妻の国民年金加入手続を行い、集金人に保険料を納付してくれていたとしているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は 46 年 2 月に払い出されていることから、この頃初めてその妻の加入手続が行われたとみられ、申立期間②直後の昭和 46 年度から保険料の納付が始まっている（申立人の保険料納付の再開時期と合致）ことから、これら住民票の異動届及び申立人の妻の国民年金加入手続の経緯に合わせて、申立期間②の後、申立人に対する保険料の徴収も行われるようになったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月及び 59 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年9月までの期間、62年5月から平成元年3月までの期間、同年8月から2年3月までの期間及び3年5月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年9月まで
② 昭和62年5月から平成元年3月まで
③ 平成元年8月から2年3月まで
④ 平成3年5月から8年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和58年12月頃、転入及び婚姻の届出と併せて元夫が行った。保険料については、私が自身と元夫の分を一緒に定期的に市役所で納付していた。保険料の納付が滞った時には、後から数か月分をまとめて納付した記憶もあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、自身と申立人の元夫の分と一緒に納付したとしているところ、その元夫も同期間の保険料は未納とされている。

また、申立人が居住していた市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との矛盾も無いほか、複数ある申立期間は延べ約10年間にわたっており、その間、申立人が保険料を納付したにもかかわらず、その全てが社会保険庁（当時）及び市の双方の年金記録から欠落するとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1582

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から同年 9 月まで

私の申立期間の保険料は、元養父が家族の保険料と一緒に納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻から、申立期間の国民年金保険料を申立人の元養父が納付していたと聞いていると述べているが、その元妻は、申立人との婚姻期間における夫婦の家計は自身が管理しており、申立期間当時、申立人の保険料を納付していなかったと述べている上、その元養父も申立人の保険料を納付した覚えは無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたものと推認することは困難である。

また、オンライン記録上、申立人は申立期間について国民年金に未加入とされているところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも、申立人が申立期間について被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

さらに、申立人の元養父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。